倒産概念の整理と拡張

Expansion of Bankruptcy Concept for the Analytical Purposes

岡崎一浩†

Kazuhiro Okazaki

Abstract Statistical analysis of bankruptcy and has been tried to estimate the probabilities of the bankruptcy by using fact finding method, data mining method, hazard model method and other analytical and statistical methodology. However, the bankruptcy has not been successfully estimated by those methodologies because companies could be survived after they receive new fund injections for the non-economical reasons and for the window-dressings, even though they are not financially sound. The reason why the estimation was not successful is due to the narrow concept of the bankruptcy adopted for the analysis. In this paper, an extended concept of bankruptcy is proposed for the better probability estimation. It is a failure of sustainability.

1.はじめに

いわゆる倒産予測とは、過去に蓄積された倒産デ ータからその共通因子を発見し、倒産に関わるメカニ ズムを分析し(倒産分析)、これらを企業倒産の予測に 利用するプロセスである。 しかし、従来、「倒産」という概念は狭く解れており、 現実には倒産に至らずに、他の企業の傘下に入り、大 量の従業員の解雇などにより、それまでの企業文化が 全くといっていいほど入れ替わる場合も現実には少な からず存在する。しかし、これらは法的には倒産では ないため、倒産分析や倒産予測では「倒産」ではない とされて、当初の倒産分析や倒産予測からは外れてし まう結果となる。このことによって、倒産分析や倒産予 測が困難とされる原因の一つに挙げられている。

⁺ 愛知工業大学 経営情報科学部 マーケティング学科(豊田市)

例えば下記の事例は実質的には倒産であっても、 政府機関の産業再生機構の支援を受けただけであり、 倒産には含まれていない。経営者も変わり、従業員も 大きく入れ替わったので実質的な倒産とみて差し支え ない。

支援決定	支援企業(支援額億円)支援終了	
2003 年 8 月	九州産業交通 274	05 年 12 月	
2003 年 8 月	ダイア建設 1,327	05年08月	
2003 年 8 月	うすい百貨店 120	05 年 11 月	
2003 年 10 月	三井鉱山 1,658	05年03月	
2004 年 05 月	カネボウ 995	05 年 12 月	
2004 年 06 月	カスカイネット航空 6	07年03月	
2004 年 09 月	大京 1,765	05年04月	
2004 年 12 月	ダイエー4,050	06年11月	
2004 年 12 月	ミサワ 1,400	06年03月	
2005 年 02 月	釜屋旅館 16	06年05月	
2005 年 02 月	金屋ホテル観光 49	06年04月	
2005 年 02 月	奥日光小西ホテル 5	05 年 11 月	
(出典:中日新聞「産業再生機構が解散」2007 年 3 月			
16日)			

これ以外にも、倒産寸前の企業であっても、M&A などの方法で吸収合併されることで、倒産を回避され る場合もある。また、企業倒産はそれまで業績が好調 とされてきた企業に対しても、突発的な事故への対応 のまずさから倒産に至ることもありうる(2002 年 4 月の 雪印食品の廃業)。

そこで従来の「倒産」概念を整理し、これを拡張する ことによって、従来からの倒産分析や倒産予測の精度 を向上出来ないかと考えられる。新聞報道などでは、 倒産よりも緩やかな概念として、経営破たん、経営行き 詰まり、廃業、消滅、身売り、救済合併などという用語 が広く用いられているが、これらの事象を含んだ「企業 の持続」という概念を従来の「倒産」の概念に代えて用 いることを提言し、その理論的な背景を検証するもの である。

本稿では、理論的な概念整理を行うのみであり、

「持続」概念の有用性に対して統計的検証は行ってい ない。それは他の機会に論じたい。

2. 倒産分析や倒産予測に関する概念整理

2.1. 情報の利用者

一般に倒産分析や倒産予測を必要とする利用者を 列挙すれば以下の通りであり、これら利用者毎のニー ズに基づいた倒産概念が用いられている。

6		
	(a)	売掛債権管理を行う事業企業
	(b)	貸出債権管理を行う金融機関
	(c)	BIS規制への対応が必要な金融機関
	(d)	事業会社や金融機関に信用情報を提供
		する信用調査会社
	(e)	社債のクレジットリスク評価が必要な社債
		市場の投資家
	(f)	ゴーイング・コンサーン監査の結果を意見
		表明する監査法人
	(g)	会社更生などの可能性について決定が必
		要な法曹関係者
	(h)	就職希望者
	(i)	不動産の長期賃貸を行う不動産投資家
	(j)	下請け企業
	(k)	税務関係者
	(I)	地域コミュニティー

これら利用者毎に、倒産分析や倒産予測の分析期 間の長短には差がある。例えば、売掛債権管理を行う 事業企業であれば、売掛債権回転期間が分析期間で あるし、金融機関は貸付機関、監査法人は決算期末 から翌 12ヶ月間、就職希望者であれば少なくとも 40 年間の倒産予測を求めるであろうし、不動産投資家に とっては不動産の耐用年数である 50 年を最大分析期 間と考える場合もある(鉄骨鉄筋コンクリート構造のオ フィスビルの場合)。

以下では、論点を整理するために、上記(a)、(f)、 (g)、(k)、(!)について、概念を整理したい。 2.2.法的整理

倒産処理を法律(倒産法)に則って行う手法を法的 整理という。法律的定義のある手続きは、法的倒産処 理手続といい、下記のいわゆる倒産5法がある

- (1) 破産
- (2) 会社更生
- (3) 民事再生
- (4) 会社生理
- (5) 特別清算

これに特別調停、国有化(特に金融機関の場合) を加える場合もある。

2.3.私的整理

私的整理とは、債務者である企業が主要債権者と 協議の上、債務整理を行う手法をいう。したがって、そ の合意内容はすべての債権者には及ばず、あくまでも 合意した債権者のみにしか効力は及ばない。その結 果、法的整理の場合と異なり、主要債権者である金融 機関だけに債権放棄等の支援を要請し、他の一般債 権者の債権をカットしないことが可能となる。

また、これは任意整理ともいわれ、清算型と再建型 がある。再建型のなかには、債務の弁済期日の猶予 のみのものから、債権放棄を伴うものまでさまざまなバ リエーションがある。私的整理は関係当事者の合意に よって手続が進められるため、一定の方法は存在しな い(私的整理ガイドラインが通商産業省から公表され ている)。

法的整理であれ私的整理であれ、企業の法的な存 続という観点からは、いずれの場合でも可能である。

2.4.事実上の倒産

倒産という用語は法律用語ではないため、通常、以 下に挙げる6つのケースのいずれかに該当すると認め られた場合を「倒産」と定め(帝国データバンク「倒産 の定義」)、(1)を法的整理と私的整理に加えて「事実 上の倒産」の定義としている。

(1)	2回目の不渡り手形・小切手を振り出し、銀行	
	取引停止処分	
(2)	私的整理(代表が倒産を認めた時)	
(3)	裁判所に会社更生法の適用を申請	
(4)	裁判所に民事再生法の手続き開始を申請	
(5)	裁判所に破産を申請	
(6)	裁判所に特別清算の開始を申請	

その発行した手形・小切手が不渡りとなると、手形交 換所から手形交換所規則に基づく「不渡り処分」を受 け、全金融機関に通知されることとなっている。 さらに、 6ヶ月以内に2度の1号不渡りを出すと銀行取引停止 の処分を受け、この処分を受けると、金融機関と当座 取引・貸出取引が2年間できなくなる。この銀行取引 停止処分をうけること仮に会社自体は存続しても企業 活動が事実上は不可能になる。

2.5.会計監査上のゴーイング・コンサーン

200 年3月期から、ゴーイング・コンサーン(継続企 業)の前提に関して経営者と監査人(公認会計士・監 査法人)が検討を行い、疑義があれば開示することが、 監査基準の改訂等により義務づけられた。

日本公認会計士協会監査基準委員会報告書第22 号によれば、ゴーイング・コンサーンとは、会社が将来 にわたって事業を継続していくという前提のことをいう。 これは固定資産の取得原価主義、減価償却制度、繰 延税金資産の計上など、現在の会計制度の多くは継 続企業の前提によって成立していることによる。

平成15年3月期より、このゴーイング・コンサーンに ついて、監査人と経営者が検討を行うことが義務づけ られている。

同報告書によれば、継続事業の前提が成立してい ない一定の事実として下記を挙げており、法的整理や 私的整理の外に、ここでは(6)と(7)とが追加されてい る。

(1) 更生手続開始の決定の取り消し、更生計

173

画の不認可

- (2) 再生手続開始の決定の取り消し、再生計画の不認可
- (3) 整理開始後の破産宣言
- (4) 破産の申し立て
- (5) 特別清算の申し立て
- (6) 関係者の協議等による事業継続の中止に関する決定
- (7) 行政機関による事業停止命令

2.6.税務上の債権の貸倒損失

法人税法が売掛金等の売掛債権に貸倒損失を認 める場合は次の3つに限定されている。

- (1) 法律上の貸倒(法律上の債権の切り捨て)
- (2) 事実上の貸倒(全額回収不能)
- (3) 形式上の貸倒(取引停止後 1 年以上回収不 能等)

法人税法では、貸し倒れについてはより厳格な基準を 設定している。

2.6.1.法律上の貸倒

対象となる貸倒となる債権は、売掛金・受取手形な どの売掛債権の他に、貸付金等の債権を含んだ貸金 等が対象となる。

貸倒損失として損金の額に算入できる金額は、次の 事実によって切り捨てられた金額となる。

- a) 会社更生法による更正計画の許可
- b) 商法による特別清算に係る協定の許可または
 整理計画の決定
- c) 民事再生法の再生計画認可の決定
- d) 私的整理による次のような関係者協議があっ
 た場合

債権者集会の協議決定で合理的基準によるもの

行政機関または金融機関その他の斡旋に よる協議契約で合理的基準によるもの

e) 債務超過が相当期間継続し、貸金等の弁済

が不可能であると認められる場合 (この場合には、債務者に対する書面による 債務免除額が貸倒損失の額となる)

2.6.2.事実上の貸倒

貸倒債権には、売掛金・受取手形等の売掛債権の 他に貸付金等の債権を含んだ貸金等が対象である。 債務者の資産状況・支払能力等からみて、その全額 が回収できないことが明らかな場合(担保物がない場 合に限る)に認められる。

2.6.3.形式上の貸倒

この場合の貸倒となる債権は、売掛金・受取手形など の売掛債権に限られ、貸付金等の貸付債権には適用 がない。この貸倒損失が認められるのは、次の場合 をいう。

- a) 継続取引を行っていた債務者について、資
 産状況・支払能力等が悪化したため取引停
 止し、その後1年以上経過した場合
- b) 同一地域の債務者について、その有する売 掛債権の金額が、その取り立て費用に満たな い場合で、支払催促しても弁済が無い場合。 なお、取引停止日とは、次のうち一番遅い日 をいう。

実際の取引停止の日 最後の弁済を受ける予定の日 最終の弁済を実際に受けた日

2.7.持続の失敗

ここで、企業の持続可能性は、単に企業内部の者 や取引関係者のみならず、より広い地域コミュニティー をも含んだ関係を有する。「持続(sustainability)」概念 は、1987年に「環境と開発に関する世界委員会」(委 員長:ブルントラント・ノルウェー首相(当時))が公表し た報告書「Our Common Future」の中心的な考え方と して取り上げた概念で、「持続可能な開発」としてしば しば用いられる。これは「将来の世代の欲求を満たし つつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」のこ とを言う。この概念は、環境と開発を互いに反するもの ではなく共存し得るものとしてとらえ、環境保全を考慮 した節度ある開発が重要であるという考えに立つ。

企業においても、企業の社会的責任論(CSR)の立 場から環境報告書が公表されることが少なくない。例 えば、環境報告書ネットワーク(NER)研究会がこれを 受けて 2002 年 9 月に公表された 2001 年度活動報告 書でも、「企業の持続可能性」をテーマに検討を加え ている。持続可能性の対象が企業の持続可能性では なく、自然・人間環境の持続可能性を指す文献も少な くないが、CSRの観点から見れば長期的にはいずれ の見解も相反関係ではなく、収斂する関係にあるとい えよう。

持続という考え方からは、単に倒産や事業の法形式 上の継続ではなく、より長期間における環境面も十分 に含んだ企業の継続性が求められている。例えば資 源枯渇や環境悪化をもたらすような企業活動は企業 の持続にはならない。

3.「倒産」概念から「持続の失敗」概念へ

3.1.「持続の失敗」の意義

上記でもいくつかの概念整理を行ったが、「倒産」と いう事実は深刻な影響を社会生活に及ぼすにもかか わらず、意外にも定義が確立していないことが分かっ た。このように定義すら定まらない中では十分な倒産 分析や倒産予測が出来るはずもない。

つまり単なる倒産概念では法的や監査上の技術的 な側面を克服していないから、倒産分析や倒産予測 が可能とならないともいえる。

しかし、企業の「持続の失敗」を「倒産」と置き換えれ ば、以上に述べたすべての特徴も「持続の失敗」とな る。つまり、下記のすべてが該当する。

(1) 破産

(2) 会社更生

- (3) 民事再生
- (4) 会社生理
- (5) 特別清算
- (6) 回目の不渡り手形・小切手を振り出し、銀行取引停止処分
- (7) 私的整理(代表が倒産を認めた時)
- (8) 関係者の協議等による事業継続の中止に 関する決定
- (9) 行政機関による事業停止命令
- (10) 債務超過が相当期間継続し、貸金等の弁済が不可能であると認められる場合 (この場合には、債務者に対する書面による 債務免除額が貸倒損失の額となる)
- (11) 継続取引を行っていた債務者について、資 産状況・支払能力等が悪化したため取引停 止し、その後1年以上経過した場合
- (12) 同一地域の債務者について、その有する売 掛債権の金額が、その取り立て費用に満た ない場合で、支払催促しても弁済が無い場 合。なお、取引停止日とは、次のうち一番遅 い日をいう。

実際の取引停止の日

最後の弁済を受ける予定の日

最終の弁済を実際に受けた日

以上に加え、「持続の失敗」には、主要工場の閉 鎖や海外移転、従業員の大幅なリストラ、M&Aによる 被吸収合併など従来からの企業文化を破る企業変革 も含まれるとする。あるいは、場合によってはライブドア 社のように上場廃止という事実も同社の企業文化を大 きく変えるものであるから、持続の失敗に含めることも 出来よう。

その結果、大日方¹がしてきするように、ダイエー、カ ネボウ、UFJ銀行などは実質的に経営破綻しているが 再生決定や合併承認まで長期を要する場合において も、持続の失敗という観点からは分析や予測の研究で 倒産と同様に取り扱うことが出来る。また、倒産に関わ るメカニズムを分析することの重要性を指摘しており、 メカニズムの検討がなされていない単なる倒産予測は データマイニングに過ぎないと指摘しているが、倒産 の概念を拡張して、より常識的な概念である「持続の 失敗」というものに置き換えれば、このようなメカニズム の分析において、法律や会計上の定義問題上の拘束 から逃れられることとなる。

なお、白田²は、倒産発生のメカニズムを検討し、企 業の資金欠如という現象に着目し、個々の企業の経 営管理能力の問題に求めているが、持続の失敗にお いては資金欠如の有無に関わらず、村上ファンドに見 られるような強引なM&Aによる持続の失敗はありうる のである。

3.2.「持続の失敗」による再検討

持続の失敗という概念を用いれば、その失敗は限ら れた場合に限定される。例えば、以下の通りである。

(1)	製造に関する戦略上の失敗
(2)	販売における戦略上の失敗
(3)	管理における内部統制の失敗
	法務
	労務
	IT
	リスク
	カントリー・リスク
	知財
(4)	財務における戦略上の失敗

このことは、政府や親会社による「死に体」状態にあ る企業は既に持続の失敗に入るから、いつの時点で 倒産したかどうかなどという枝葉末節な現象問題から 脱却できるのである。

上記(1)から(4)までの活動は、日本版SOX法でも モニタリングが可能となりつつある。また、阪神大震災 に見られたようにイベントリスク(天災)は企業活動に多 大な影響を与えるが、企業の持続に関するようなリスク ではなかったことは、現在の阪神電鉄や神戸製鋼所 の活況を見るまでもない。

この意味で、倒産から持続の失敗への概念拡張は 有用なものと思われるし、その実証研究を継続した い。

² 白田佳子:倒産予知の実務、p.32、日本経済新聞 社、東京、2003

(受理 平成 19 年 3 月 19 日)

¹ 大日方隆:研究報告4 倒産予測モデルの構築と ゴーイング・コンサーン監査 比例ハザードモデル を中心に 、倒産予測モデルの構築とパフォーマンス の検証、日本会計研究学会スタディグループ報告書 2004-2005